

神奈川県第三者管理協議会（第1回） 議事要旨

1. 日時 平成28年3月28日（月）14時45分～15時00分

2. 場所 神奈川県庁新庁舎5階第5会議室

3. 出席

牧島 かれん 内閣府大臣政務官
黒岩 祐治 神奈川県知事
佐々木 基 内閣府地方創生推進室長
藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長
清水 洋樹 東京入国管理局横浜支局長
若生 正之 神奈川労働局長
鍛冶 克彦 関東経済産業局長

4. 議題

- (1) 神奈川県第三者管理協議会設置について
- (2) その他

5. 配布資料

- 資料1 神奈川県第三者管理協議会設置要綱（案）
- 資料2-1 特定機関の基準適合性チェックリスト（案）
- 資料2-2 宿舎費ガイドライン（案）
- 資料3-1 外国人家事支援人材が有する知識及び技能の確認方法について（案）
- 資料3-2 日本語能力特例特定機関の条件適合性チェックリスト（案）
- 参考1 神奈川県第三者管理協議会 出席者名簿
- 参考2 東京圏 国家戦略特別区域 区域計画（抜粋）
- 参考3 家事支援外国人受入事業 制度概要
- 参考4 国家戦略特別区域法（抜粋）
- 参考5 国家戦略特別区域法施行令（抜粋）
- 参考6 国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業における特定機関に関する指針
- 参考7 国家戦略特別区域法第16条の3に規定する「国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業」に係る解釈

○神奈川県藤巻局長 それでは、ただいまから、神奈川県第三者管理協議会を開催いたします。本日の司会進行を務めさせていただきます、神奈川県産業労働局長の藤巻と申します。よろしくお祈いします。

それでは、まず、内閣府を代表しまして、牧島内閣府大臣政務官からごあいさつをお祈いします。

○牧島政務官 神奈川県第三者管理協議会の設置・開催に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

女性の活躍推進や家事支援ニーズへの対応などの観点から、昨年9月に施行した改正国家戦略特区法に「外国人家事支援人材受入事業」を位置付けました。これを受け、昨年12月に開催した東京圏区域会議では、神奈川県が全国で初めて、この事業を行うことを決定いたしました。黒岩知事のいつもながらのリーダーシップに、心から感謝と敬意を表したいと思ひます。その後、神奈川県や各省との間で調整を行ってまいりましたが、概ね協議が整いましたので、本日、協議会を設置させていただき運びとなりました。今後、いよいよ、外国人材を受入れようとする企業からの申請を受付けいたします。その後、企業の確認が取れ次第、外国人材の受入れ、家事支援サービスの提供へと事業が進んでいくこととなります。

こうした事業の実施にあたりましては、神奈川県や関係府省などの、本日お集まりの皆様方によるご協力と適切な管理が不可欠であります。皆様方のこれまでのご協力にも感謝を申し上げながら、この取組が成功するようお力添えをいただきますようお願い申し上げ、期待もあわせて付け加えさせていただきます、ご挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお祈い申し上げます。

○神奈川県藤巻局長 ありがとうございます。

続きまして、関係自治体を代表しまして黒岩知事からあいさつをお祈いします。

○黒岩知事 本日は、大変お忙しい中、県庁までお越しいただきまして誠にありがとうございます。

ただいま、牧島政務官からお話がありましたように、本日、神奈川県第三者管理協議会を開催することとなりました。協議会では、神奈川県第三者管理協議会設置要綱（案）についてご議論いただき、合意が得られれば、事業の本格的なスタートとなります。

神奈川県はこれまで、女性の活躍を応援するため、様々な施策を展開しているところです。女性の活躍応援団として、各企業のトップの皆様が集まっただき、これからは女性の時代だと、積極的にトップからリードしていこうという流れを作っているところであり、神奈川なでしこブランドも段々定着してまいりました。

女性が働きたい、活躍したいという中で、家事に対する支援に大きなニーズがあるようです。家事に費やす時間は1日3時間ということで、この部分を支援するために外国人の力を借りられないかということの特区で提案させていただきました。ここで新たな協議会がスタートすることとなり、いよいよ現実化・具体化することとなります。皆様の積極的なご議論をよろしくお祈いいたします。本日は誠にありがとうございます。

○神奈川県藤巻局長 ありがとうございます。早速ですが、議事を開始します。

議題（1）神奈川県第三者管理協議会設置要綱（案）について、事務局から説明します。

○神奈川県坂本労政福祉課長 それでは、資料1に基づき、「神奈川県第三者管理協議会設置要綱

(案)」について、ご説明いたします。

この協議会は、東京圏国家戦略特別区域会議の下に、国・地方の関係機関により構成して設置し、神奈川県内で行われる外国人家事支援人材受入事業の適正かつ確実な実施を確保することを目的といたします。

具体的な役割は、第2において一覧的に整理し、詳細は第3から第7までのとおりです。

まず、第3ですが、外国人材を受入れようとする企業からの申請に基づいて、その企業が政令等で定める基準に適合しているかの確認を行い、その結果を申請者等へ通知します。これがこの協議会の最も中心的な役割となります。

次に、第4、第5ですが、この協議会が企業による受入事業の開始後も適正な運営が確保されるようにするため、受入企業から定期的に、あるいは随時必要な報告を受領すること、少なくとも年1回、受入企業を監査することとしております。

さらに、第6、第7におきましては、企業ごとに加えて、関係自治体においても苦情・相談窓口を設置すること、企業の倒産等により雇用継続が不可能となった場合に、新たな受入企業を確保するよう努めること、としております。なお、これに関連して、外国人材が苦情相談や緊急の際に困らないよう、コンパクトな名刺サイズの連絡窓口一覧のひな形を作成しており、その活用を推進してまいります。その他必要な様式類を定めた上で、この要綱を協議会として合意したいと考えています。

次に、資料2の「基準適合性チェックリスト」を説明いたします。この協議会が、企業からの申請に基づいて、基準適合性の確認を行おうとする際の具体的な審査方法を関係機関の間で合意しておこうとするものです。表の①欄にある政令や指針で定められた基準ごとに、②欄の申請様式及び③欄の添付書類に基づいて、④欄にある方法によって基準適合性の確認を行うこととします。また、企業が外国人材を実際に雇用する時点で、補完的に、個々の外国人材の雇用条件等が基準に適合するかを、青字で示した方法により確認を行うことといたします。

続いて、資料2-2の宿泊費ガイドラインについて説明いたします。外国人材を受け入れようとする企業は、外国人材の住居を確保すべきことが基準となっています。その住居について、外国人材から宿泊費を徴収する場合には、不当に高い金額とならないようにする必要があることから、先行事例である建設特定活動の例も参考にしつつ、審査基準の一部ともなる留意事項をガイドラインとしてとりまとめようとするものです。

次に、資料3-1「外国人材の知識・技能の確認方法」をご覧ください。受入れ可能な外国人材の要件である「家事支援活動を適切に行うために必要な知識及び技能」については、母国において人材育成機関が行う一定の研修を修了していることや、所定の政府認定資格を有していること等を解釈として示しています。これらを具体的に確認する方法について、必要な提出書類を含め、関係機関の間で合意しておこうとするものです。3頁目は、この確認手続きの一環で、外務省にも現地における調査等のご協力をさせていただくこととしております。

最後に、資料3-2「日本語能力特例特定機関の条件適合性チェックリスト」をご覧ください。外国人材の日本語能力について、いわゆるN4以上の日本語能力を原則必要としていますが、受入企業が特別の条件に適合している場合には、外国人材がN4の日本語能力を有しないことを特

例的に許容することとなっています。この特別の条件に適合する受入企業であることの確認の方法について、協議会として合意しようとするものです。

以上の各文書につきましては、事務的な調整をさせていただいており、よろしければこのメンバーによる合意とさせていただけるよう、よろしく願いいたします。

○神奈川県藤巻局長 それでは、ただいま説明のありましたとおり、神奈川県第三者管理協議会設置要綱（案）資料1、その他資料2-1、3-1、3-2まで、これらの資料を含めまして、合意を得たいと思います。ご異議ありませんか。

○各構成員 異議なし

○神奈川県藤巻局長 では、合意が得られましたので、今後、この要綱等に基づき、関係機関が協力して第三者管理協議会としての事務を進めてまいりたいと思います。

それでは、各構成員から一言ずつご発言をお願いします。まず、清水東京入国管理局横浜支局長、お願いいたします。

○清水東京入国管理局横浜支局長 私どもといたしましては、事業の趣旨に則った適正な家事支援活動が行われるよう貢献してまいりたいと考えております。また、個別の審査も担当いたしますので、その節はご協力をお願いいたします。

○神奈川県藤巻局長 続きまして、若生神奈川県労働局長、お願いいたします。

○若生神奈川県労働局長 神奈川県労働局はこれまで、外国人労働者の方々の募集、採用、適正な労働条件の確保、雇用管理について、事業主に対して指導をしてきたところです。この事業につきましては、神奈川県労働局としましても、事業目的を達成できるよう第三者管理協議会の場におきまして、しっかり対応してまいりたいと思っております。よろしく願いいたします。

○神奈川県藤巻局長 続きまして、鍛冶関東経済産業局長、お願いいたします。

○鍛冶関東経済産業局長 私ども、家事支援サービス業振興あるいは女性の活躍促進という観点から、この事業に関わらせていただくわけでございます。牧島政務官、黒岩知事がおっしゃったように、非常に画期的な試みだと考えておりますし、また、女性の社会進出を助ける試みでございますから、適正な運用に努めつつ、ぜひ成功するように、私どももしっかりサポートしてまいりたいと考えております。

○神奈川県藤巻局長 ありがとうございます。今回、合意が得られましたので、特定機関からの確認申請書等につきましては、本日中に県の労政福祉課のホームページにアップさせていただき、受付を開始する予定でございます。それでは、これで「神奈川県第三者管理協議会」を終了します。